

障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

平成30年8月10日
北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課
北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課

1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項に基づく行政処分を行いました。

2 対象事業者の概要

(1) 開設法人

法人名～有限会社メディカルさくら

代表者名～取締役 花香 雄介

所在地～網走市潮見8丁目8番2号

(2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
あんさんぶるさくら	就労継続支援B型	平成28年4月15日	網走市呼人23

3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す。

4 指定取消年月日 平成30年8月10日

サービスの種類	根拠法令
就労継続支援B型	障害者総合支援法第50条第1項第3号、第4号及び第5号

5 処分の原因となる事実

サービスの種類	処分の原因となる事実
就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none">・ 就労継続支援B型計画の作成について、サービス管理責任者が作成せず、法人の代表者が作成するという運営基準違反があった。・ 勤務表に記載されていた職員について、別事業所と重複して常勤となっている者がいる等、勤務体制の確保に係る人員基準違反があった。・ 法人の代表者は、通常行っている事業所運營業務により就労継続支援B型のサービス提供を受けていると主張し、訓練等給付費を不正に請求した。・ サービス提供記録に対し、サービスを提供したことについて利用者の確認を受けず、代表者が保管する利用者名の印を無断で押印する運営基準違反があった。・ 平成29年3月、利用者に対し、適切な手続をとらず、検討も不十分なまま、十分な記録も残さず身体拘束を行っており、身体拘束等の禁止に係る運営基準違反があった。